

## 社会福祉法人覆育会 役員の報酬等の支払いに関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人覆育会定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員に対して、年額500万円の範囲内で、この基準に従って算定した額を報酬及び賞与（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

2 評議員及び役員には、その勤務形態に応じ報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員及び理事長（以下「常勤役員等」という。） 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 評議員及び役員 通勤手当

### (報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の金額は、次に掲げる報酬の区分に応じ、その定めるところによる。

- (1) 報酬 別表に定める額
- (2) 賞与 別表に定める額

2 職員の身分をもつ常勤役員等については、役員の報酬等は支払わない。

3 非常勤の役員が勤務した場合（第4項に定める場合を除く。）には、次の通り報酬を支給する。

- (1) 1日 6,000円
- (2) 半日 3,000円

4 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会その他への出席1回につき3,000円とする。

5 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき3,000円とする。

### (通勤手当の額の算定方法)

第4条 評議員及び役員に対して、当会パート就業規則の定めるところにより通勤手当を支給する。

### (計算期間及び支払方法)

第5条 常勤役員等の報酬の計算期間は、前月26日から当月25日までの1か月とし、その支払日は、毎月末とし、賞与は、当会パート就業規則に準ずる。ただし、支払日が休日又は金融機関休業日に当たる場合には、その日前において最も近い指定金融機関の休業日でない日とする。

2 評議員及び非常勤の役員に対する報酬は、勤務又は会議開催の都度、現金又は振込で支給する。

(旅費の支給)

第6条 評議員又は役員が旅行した場合には、当会旅費規程の定めにより旅費を支給する。

(委任)

第7条 この基準の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1. この基準を変更する場合には、評議員会の決議を経なければならない。
2. この基準は平成29年6月23日から施行する。

別表

報酬の額	日額13,000円
賞与の額	6月支給額：日額の15日相当額に、前3ヶ月の週あたりの平均勤務日数（日未満の端数を四捨五入）を5で除した割合（以下「調整割合」という。）を乗じた金額 12月支給額：日額の15日相当額に調整割合を乗じた金額